

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第108号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表A階層の項中「世帯」の右に「又は支援給付を受けている者がある世帯」

を加え、同表D階層の項中

を

D <sub>1</sub> 1円以上 9,000円未満	D <sub>1</sub> 1円以上 5,000円未満
D <sub>2</sub> 9,000円以上 27,000円未満	D <sub>2</sub> 5,000円以上 15,000円未満
D <sub>3</sub> 27,000円以上 81,000円未満	D <sub>3</sub> 15,000円以上 45,000円未満
D <sub>4</sub> 81,000円以上 135,000円未満	D <sub>4</sub> 45,000円以上 75,000円未満
D <sub>5</sub> 135,000円以上 189,000円未満	D <sub>5</sub> 75,000円以上 112,500円未満
D <sub>6</sub> 189,000円以上 270,000円未満	D <sub>6</sub> 112,500円以上 202,500円未満
D <sub>7</sub> 270,000円以上 630,000円未満	D <sub>7</sub> 202,500円以上 602,500円未満
D <sub>8</sub> 630,000円以上	D <sub>8</sub> 602,500円以上

に改め、同表備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、同備考5中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法及び」に改め、「及び旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同備考5の次に次のように加える。

6 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいう。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成20年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

（保健福祉局子育て支援部保育課）